

2026年(令和8年)2月16日

文部科学大臣 松本 洋平 様
夜間中学等義務教育拡充議員連盟 会長 丹羽 秀樹 様

基礎教育保障学会 会長 岡田 敏之

夜間中学の条件改善に向けた要請書

日頃より基礎教育保障の活動について、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。日本国憲法第26条にある教育を受ける権利を保障する「法律の定め」としての教育機会確保法が公布されてから9年が経過し、基礎教育の保障に関する基本理念と国及び地方公共団体の責務を定め、国の基本指針を明らかにすること等を通じ、2025年4月には私立の1校を含む62校の夜間中学校が活動するまでになりました。

しかし、夜間中学には諸課題が山積し、2022年より2025年にかけて当学会から要請させていただいた内容、特に教育機会確保法の見直し(就学支援制度の確立や教員定数の充実等を含む)を土台として前に進めるため、今回は主に在留資格を入学要件にしている夜間中学の問題や日本語教育の充実などについて改善を求め、合わせて当学会による国勢調査特設WEBサイトの広報のご協力をお願いするものです。

つきましては、以下の諸点につき特段のご配慮をお願い申し上げます。

【I】「在留資格」を入学要件としている公立夜間中学への指導助言について

2025年度62校ある中で3つの自治体の夜間中学で「在留資格のある外国籍の人」との入学要件が明示されていますが、これは教育を受ける権利の保障の観点において大きな問題があります。下記の諸点にかんがみ、夜間中学への入学要件として、在留資格を求めることは適切でない旨を十分に周知・徹底してください。

1. 「衆議院議員阿部知子君提出国際的な人権諸条約の締結及び実施、ならびに外国人の年金や教育等に関する質問に対する答弁書 五について」(2011年12月16日 内閣総理大臣・野田佳彦)では、次のように述べています。

我が国の公立の義務教育諸学校においては、在留資格の有無を問わず、就学を希望する外国人児童生徒を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れることとしている。

文部科学省としては、各都道府県教育委員会等に対して通知を発出し、外国人児童生徒が公立の義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、外国人児童生徒の受入体制の整備や就学案内の徹底を図るよう周知を行っているところである。この方針は、御指摘の「新たな在留管理制度」の導入後も変わるものではなく、引き続き、外国人児童生徒の教育の充実に努めてまいりたい。

「教育を受ける権利」は、国際人権規約および子どもの権利条約において、基本的人権として認められています。様々な事情により、学ぶ機会を失った外国人に対しても、広く、教育権は保障されることが不可欠です。特に基礎教育を保障する夜間中学への入学に際して、「在留資格」を入学要件とすることには、

人の成長を促す教育現場において、外国人を「管理」の対象とみなすきわめて教育的配慮を欠いた不適切な対応です。いかなる場合であっても人権に配慮し、「在留資格」の有無を問わず、入学の意思を尊重するよう要望いたします。

2. 日本国憲法および教育基本法における「外国人」の教育を受ける権利

日本国憲法第二十六条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあり、教育基本法第四条には、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」とあります。条文上の「国民」が日本国籍者のみを指すかどうかの議論がありますが、法務省「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の第5章2(2)キ「外国人」では、「日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障している。」とあり、政府はこれまで外国人の平等の権利と機会の保障に取り組んできたとしています。教育を受ける権利は基本的人権の重要な要素の一つです。

3. 第3回国連子どもの権利委員会最終所見(2010)における日本の未登録外国人の扱いへの懸念

標記委員会の所見のpara 37では、日本に対し、1974年に制定された児童福祉法において、「すべての子ども(難民および登録されていない移民の子どもを含む)の最善の利益を考慮すべきことが義務付けられておらず、この原則がすべての法律に定型のおよび体系的に組み入れられていないことを懸念する。」との指摘があります。子どもの権利委員会では、子どもの人権に対する法律の対象が「登録されていない移民の子ども」にも及ぶべきことを示唆しています。

4. 教育機会確保法における教育機会が確保されるべき対象

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)第三条第一号では、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。」とし、さらに、第三条第四号では、より具体的に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。」とあります(下線部は入学資格を考える場合に特に重要と捉えられる画期的な条文と捉えられる部分)。

この条文の対象とするのはすべての人であって、その中には、在留資格の有無にかかわらず、除外される者があるとはしていません。

5. 「非正規滞在」の子どもを教育現場が排除することが違法であること

上で述べたように学校現場が「非正規滞在」の子どもを受け入れないとしていることは、関連の人権諸法に則っておらず、学校がそのような判断を公的に行うとすれば、学校現場を監督する当該教育委員会および文部科学省の指導における問題と考えられます。

多くの「非正規滞在」には、法的に刑事罰ではなく、車の軽微なスピード違反同様、行政罰が相当し、さらに「非正規滞在」の原因は、多くの場合、子ども自身が作っているのではなく、多くは保護者などが作り、子どもは保護者に従う以外の選択肢はない場合がほとんどだと考えられます。子どもの人権の一つ

である教育を受ける権利は、誰にも奪われてはなりません。

社会的制裁は、法によって、犯している罪と科すべき罰の軽重を適切に判断し運用されなければなりません。まして法的機関ではない学校現場の判断で、適切な就学審査さえ受けさせず、門前払いをすることなどは教育を受ける権利を奪う行為だと言えます。

よって、「在留資格」を入学要件としている公立夜間中学には、関係教育行政による相応な指導があってしかるべきだと考えます。

【Ⅱ】日本語教育の充実に向けて

在留外国人の増加に伴い、夜間中学に入学する外国人数は増加しており、今後もさらなる増加が見込まれます。しかしながら、夜間中学における日本語を母語や第一言語としない生徒に対する「第二言語としての日本語教育」は未だ十分とは言えない状況にあります。現在、夜間中学における日本語教育のガイドラインの作成が進められていますが、それをさらに充実したものとするために、以下の点について要望いたします。

1. 日本語を母語としない生徒に対する基礎日本語教育の保障

全ての夜間中学における日本語を母語としない全ての生徒に対して、基礎レベルの日本語教育を実施してください。全体のコースデザインについて再考するとともに、改めて日本語教育のカリキュラムを作成し、日常生活で必要な情報交換ができ、身近な話題で意見を伝えられるレベルの日本語教育を保障してください（「日本語教育の参照枠¹」におけるBIレベル程度²）。

2. 学習言語の教育保障

生活言語としての基礎日本語教育に加え、中学校で教科を学ぶためには、日本語の学習言語の習得が必須です。その習得が可能となるように、各教科と連携した日本語教育の方向性（内容や方法の事例）を示してください。

3. 日本語を母語としない生徒の多様な背景と入学目的への対応

1の基礎レベルの日本語教育の後には、日本語を母語としない生徒の多様な背景と入学目的に応じて、それぞれに適した日本語教育を実施できるよう、例えば、高校進学を目指す生徒、就職を希望する生徒等、それぞれに必要な日本語教育を受けることができるよう、具体的なカリキュラム例を示してください。

4. 日本語教育の専門家の登用

第二言語としての日本語教育は、国語教育とは似て全く異なるものです。日本語教育の充実には、日本語教育を専門とする人材が不可欠です。夜間中学において日本語教育を専門とする人材をそれぞれの夜間中学の実態に応じた配置ができるよう、制度を見直し、国における予算を確保してください。それは、生徒にとっての教育の充実になるのみならず、夜間中学の教員の負担の軽減にもつながります。現在、夜間中学の教員は、専門としない「日本語教育」を担わなければならない場合が多く、過重負担となっています。それらの課題解決のためにも、日本語教育の専門家の登用は必須であると考えます。

¹日本語学習者の熟達度を客観的に把握し、適切な教育を継続的に受けられるようにするための、国内外で共通の枠組み。

²日常生活で必要な情報交換ができ、身近な話題で意見を伝えられるレベル。

5. 教職員研修の充実

日本語を母語としない生徒を受け入れる学校教職員を対象に定期的に研修を開催してください。それは日本語教育に限らず、全ての教職員が受講できる、日本語を母語としない生徒を受け入れるに際して必要な、幅広く基本的な知識が習得でき、生徒の背景（文化や宗教等）に対して柔軟性や寛容性を涵養できるような内容のものを企画していただきたいと思います。

6. 夜間中学らしさを失わない日本語教育の在り方の検討

上記の通り、日本語教育の制度やカリキュラムを設定する際に、夜間中学が大切にしてきた、人権や社会的公正、多様性や主体性の尊重、生徒と教員の学び合い、生徒一人ひとりの実情（生活環境、母語や日本語の力、言語・文化背景等）に配慮した教育、識字教育（リテラシー）の理念等、「夜間中学らしさ」をなくさない形で進めていただけますようお願いいたします。

【Ⅲ】国勢調査活用プロジェクトによる特設 WEB サイトの活用と告知

基礎教育保障学会では、国勢調査活用プロジェクト特設Webサイト「夜間中学がまだまだ足りません～国勢調査にみる義務教育未修了者～」 (<https://map.jasbel.org/lp/>) を開発し、無料公開しております。文部科学省のホームページ内において、この特設サイトを紹介していただけないでしょうか。このサイトでは、次のデータを誰でも簡単な操作で入手することができます。

- ① 全市町村ごとの年代別の義務教育未修了者数（新制中学校を卒業していないと記入した人の数。下記でも同様。）が簡単に表示できる。
- ② 全都道府県ごとの義務教育未修了者数と義務教育未修了者率を色分け地図で視覚的に把握できる。
- ③ 全都道府県の義務教育未修了者と基礎教育保障の現状と課題に関するレポートがダウンロードできる（学会誌『基礎教育保障学研究別冊』第1号・同第2号）。
- ④ 当該都道府県内の夜間中学や自主夜間中学の開設状況を把握できる。
- ⑤ 上記のことが、ボタン一つでSNS上にシェアしたり、印刷したりできる。

総務省及び文部科学省はじめ関係者のご尽力のおかげで、2020 年国勢調査から「小学校卒」の選択肢が追加され、新制義務教育制度の未修了者の数をより精確に把握できるようになりました。国勢調査データは、無料公開されておりますが、そこから義務教育未修了者を捕捉するためには、ノウハウと労力が必要です。夜間中学運動の盛んな地域では、すぐにデータの整理分析がなされ、共有されました。しかし、運動の弱い地域は手つかずのままです。

そこで、基礎教育保障学会では、科研費を獲得して、全都道府県・全市町村のデータを誰でも簡単に取得できるようにしました（JSPS 科研費 23K02124）。

この特設サイトは、全国における基礎教育の充実のために、さまざまな立場の人に有効活用していただけるものと期待しております。